

令和4年7月 農業委員会議事録

開催日：令和4年7月25日（月）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時53分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 4 年 7 月 2 5 日 (月)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2 階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	瀬 尾 守	出	8	宇田川 道 代	出
2	藤 井 光 昭	出	9	吉 田 佳 子	出
3	坂 卷 秀 雄	出	10	田 口 勲	欠
4	山 崎 保 夫	出	11	荻 島 元 治	出
5	渋谷 喜代治	出	12	金 子 繁 雄	出
6	小 沼 真由美	出	13	小 林 博	出
7	大 熊 敏 夫	出	14	三ツ木 宗 一	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	神 田 東 一	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	出	11	豊 田 佳 樹	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	関 根 栄	出	13	原 田 源 一	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関 根 正 和
統括主幹 齋 藤 利 明
主 幹 草 間 真由美

(説明員) 開発指導課長 田 中 克 尚
農業振興課主幹 加 藤 武 司
農業振興課主査 濱 野 洋 平
農業振興課主査 東 條 紘

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 生産緑地に係る主たる従事者についての証明願いについて

第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について

第5号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

③ 報 告

第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時52分

9. 会議の内容

局 長

皆様、おはようございます。定刻よりちょっと早いのですが、皆さんおそろいになりましたので、始めさせていただきたいと思います。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長

おはようございます。暑い中、ご苦労さまです。

先月の委員会のときには、もう40度近い温度が出たということで、かなり厳しかったのですが、その後、梅雨が明けたとはいえ梅雨の戻りみたいに、この辺はおかげさまで大雨が降るとはいいながらも、1日ちょっと多めの雨が降りましたが、東北とか九州のように田んぼに水が入って稲が水没したようなことは、この辺ではございません。

先日、米の圃場の巡回をしてきましたけれども、5月3日植えてで平年より3日ぐらい早いのだそうです。ただ、8月の天気がよく温度も高そうなので、暑い日が続くと、通常でいきますと3日、8月の天気次第では1週間ぐらい早まるのかなと。今月いっぱいにはコシヒカリがもう5月の3日植えの穂が出まして、8月の終わりにはもう稲刈りが今年は始まるのではないかという県農林のお話がありました。

ただ、8月かなり温度が高くなり、早く水を切るとシラタが出てしまうので、等級が下がるという心配もございますので、中干しをよくできたところはなるべく最後まで水を入れたほうが、シラタにならずに等級も何とかなるのかなと思っております。

それと、コロナで1万人を超える日が埼玉県でもずっと続いております。早くももう夏休みになってしまっていて子供たちがうちにいますし、行動制限ありませんのでコロナにぜひうつらないように、またうつさないように気をつけていただきたいと思います。何はともあれこれからこの暑さがずっと続きますので、私も大分この暑さで疲れておりますけれども、体調には十分気をつけて農作業に励んでいただけれ

局長

ばと思います。

話まともりませんが、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

本日は、田口委員より欠席の連絡をいただいております。出席委員は14名中13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、本日は、第5号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についての説明員として、農業振興課の加藤主幹、濱野主査、東條主査が同席しておりますので、ご報告いたします。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議長

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から、5番の渋谷委員、6番の小沼委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局から説明願います。

統括主幹

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は1万7,732平方メートルです。通作距離は徒歩15分、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め4名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は1万6,150平方メートルです。通作距離は2キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め4名です。

続きまして、3番の内容ですが、申請理由は贈与です。経営面積は6,235平方メートルです。通作距離徒歩3分、農機具は完備しておりま

		す。農業従事者は、譲受人1名です。
		以上3件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
		事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について推進委員13番の原田委員、2番について推進委員11番の豊田委員、3番について推進委員7番の高島委員よりお願いいたします。
		それでは、1番について、原田委員よりお願いいたします。
1 3 番推進委員		1 番の件について補足説明します。
(原 田 委 員)		7月15日に現地を確認しております。申請地の1筆については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は世帯内贈与であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はないと判断します。
		以上、報告いたします。
議	長	ありがとうございました。
		2番について、豊田委員よりお願いいたします。
1 1 番推進委員		2 番の件について補足説明します。
(豊 田 委 員)		7月15日に現地を確認しております。申請地の1筆については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はないと判断します。
		以上、報告いたします。
議	長	ありがとうございました。
		3番について、高島委員よりお願いいたします。
7 番 推 進 委 員		3 番の件について補足説明します。
(高 島 委 員)		7月15日に現地を確認しております。申請地の1筆については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は贈与であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題ないと判断します。
		以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長	ありがとうございました。
	ただいまの説明について質疑はございませんか。
全 員	なし。
議 長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
	続いて、採決を行います。
	原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
	〔挙手全員〕
議 長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。
	続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から8番について、事務局から説明願います。
統 括 主 幹	議案書の2ページ及び3ページを御覧ください。
	第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から8番について説明します。
	番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。
	それでは、1番の概要ですが、転用目的は重機置場です。転用理由
	といたしまして、譲受人は昭和54年に東京都に本店を置き、主に建設・
	土木業を営む法人です。現在重機置場を所有していなく、グループ会
	社が所有する所沢市の資材置場の一部を利用しておりますが、手狭と
	なり、主に営業をしている東京都、埼玉県、千葉県等で土地を探しま
	したが見つからず、不動産業者から申請地を勧められ、アクセスもよ
	く計画したところ、土地所有者の同意が得られたことからの申請です。
	続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由と
	いたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭となり自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、
	申請地は実家にも近く、将来両親の介護を踏まえ最適な場所と判断し、
	申請に及んだものです。
	続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅敷地の追認です。
	転用理由といたしまして、譲受人は昭和49年に市内に主たる事務所を

置き幼稚園を営む学校法人です。このたび隣接地の土地及び建物所有者から売却の申入れがあり検討したところ、年長園児のお泊まり保育及び職員の研修場所として利用したいとの結論となり購入いたしました。そのうち土地2筆が農地転用の許可を取られていないことが判明し、土地を調査したところ、線引き以前から宅地利用がされていたことから、今回適法な土地にするための申請です。

なお、令和4年6月15日付でてんまつ書が提出されております。また、線引き以前からの利用状況については、当時の航空写真で確認しております。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は実家にも程近く、また幼稚園や小中学校も近くにあり、子育ての支援や将来両親の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成12年に市内に本店を置き、主に業務用不動産の仲介及び管理を営む法人です。飲食関連事業者から厨房機器を引き取ってほしいとの依頼や中古厨房機器を販売してほしいとの要望があり、古物商の許可を取得し、そのような状況から厨房機器の一時保管場所が必要となり土地を探していたところ、申請地はアクセスもよく計画したところ、土地所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。なお、令和4年2月15日付で資材置場として農用地区域から除かれております。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建築を計画し妻の両親へ相談したところ、祖父の所有する土地を勧められ、申請地は妻の実家にも徒歩で1分ほどの距離に位置し、子育ての支援や将来両親の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在妻の実家に母及び夫婦と子供3人、計6人で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は妻の実家に徒歩で約3分の距離に位置し、子育ての支援や将来両親の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。なお、令和4年2月15日付で住宅として農用地区域から除かれております。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、家族の将来を考え自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は実家にも車で10分程度の距離にあり、お互い困ったときに家族が助け合いながら生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

以上8件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について瀬尾委員、2番について山崎委員、3番及び4番について小林委員、5番及び6番について渋谷委員、7番について三ツ木委員、8番について吉田委員よりお願いいたします。

それでは、1番について、瀬尾委員よりお願いいたします。

1 番 委 員
(瀬尾委員)

1番の件についてご説明いたします。

7月12日に現地確認をいたしました。申請地の現況は畑で、転用目的は重機置場であります。出入口部分を除いて、型枠ブロックにて区間し、土留めとすることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

2 番について、山崎委員よりお願いいたします。

4 番 委 員
(山崎委員)

2 番の件についてご説明いたします。

7 月12日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。北側道路に接する出入口部分を除いて、コンクリートブロックにより土留めを設置することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

3 番及び4 番について、小林委員よりお願いいたします。

1 3 番 委 員
(小林委員)

3 番の件について説明します。

7 月12日に現地を確認しました。申請地の現況は宅で、転用目的は追認（住宅敷地）です。提出されたてんまつ書どおり、昭和45年のいわゆる線引き以前から住宅敷地として一体利用されていたものであります。隣地との境界には、既設のブロック、生け垣があり、土留めとして機能していることから、被害を及ぼすおそれはないと判断します。

引き続き4 番の件について説明いたします。

7 月12日に現地を確認しました。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側出入口を除き、周囲をコンクリートブロックにて区画することから、隣地に被害を及ぼすことはないと判断いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

5 番及び6 番について、渋谷委員よりお願いいたします。

5 番 委 員
(渋谷委員)

5 番の件について説明いたします。

7 月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の目的は資材置場です。出入口を除き、周囲にコンクリートブロックとフェンスを設置することから、周囲へ被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、6 番の件について説明いたします。

7 月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の

議 長

1 4 番 委 員
(三ツ木委員)

議 長

9 番 委 員
(吉田委員)

議 長

全 員

議 長

議 長

目的は住宅です。北側道路及び南側貸人所有農地への出入口を除き、周囲に既存コンクリートブロックが設置されていることから、周辺へ被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いします。

ありがとうございました。

7 番について、三ツ木委員よりお願いいたします。

7 番の件について説明します。

7 月 15 日に現地を確認しました。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。道路に面している部分を除き、コンクリートブロックにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

8 番について、吉田委員よりお願いいたします。

8 番の件について説明いたします。

7 月 13 日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の目的は住宅です。被害防除対策として、北側出入口を除く周囲にコンクリートブロックを設置することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議をよろしくお願いします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申

統 括 主 幹

請の意見決定についての9番から17番について、事務局から説明願います。

議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての9番から17番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在実家で親族と同居しておりますが、家財も増え手狭となり、自己用住宅の建築を計画し土地を探しましたが見つからず、母親に相談したところ祖母が所有する土地を勧められ、申請地は実家の隣接地であり、将来祖父母や母親の介護を考え、家族が安心して生活できることを踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は親族の家にも程近く、困ったときに助け合いながら生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭となり家族の将来を考え戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は妻の実家に車で3分程度の距離に位置し、今後子供を授かった際の子育ての支援や、将来両親の介護を考え家族が安心して生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、12番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は親族の家にも近く、困ったときに助け合いながら生活できる

ことから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、13番の概要ですが、転用目的は運動場・駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和46年に市内に主たる事務所を置き幼稚園を営む学校法人です。園児数の増加に伴い、幼稚園も車社会の影響を受け駐車場及び駐輪場と園庭の大きさの問題を抱えております。駐車場としては現在5台分しかなく、保護者の送迎用には少なく、路上駐車にて近隣に迷惑をかけている状況です。また、運動にも力を入れており、サッカー大会やマラソン大会に取り組んでおりますが、現在の園庭では狭いことから、もっと大きな運動場も必要となり、このたび駐車場及び運動場用地を新たに設置したいと計画し土地を探していたところ、申請地は幼稚園から道水路を挟んだ反対側にあり、利便性がよいことから計画したところ、土地所有者の同意が得られ申請に及んだものです。

続きまして、14番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、借人は昭和37年から個人事業にて鳶・土木工事業を営んでおります。現在自宅の一部を資材置場として利用しておりますが、資材の増加により手狭となり、新たに資材置場が必要となり土地を探していたところ、申請地はアクセスがよく利便性がよいことから計画したところ、土地の所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、15番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、家族の将来を考え戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地はレイクタウン駅に近く、職場がJR武蔵野線沿いであるため通勤に便利であり、実家にも程近く親族が助け合いながら生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、16番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅で居住しておりますが、結婚を控え戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は実家にも程近く、お互いの両親も高齢となり家族が助け合いなが

議 長

1 1 番 委 員
(荻 島 委 員)

議 長

ら生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、17番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭となり、自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地の周辺はレイクタウン駅や大型の商業施設があり、生活する上での利便性がよいことから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

以上9件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、9番について荻島職務代理、10番から12番については私から説明します。13番及び14番について事務局、15番から17番について藤井委員よりお願いいたします。

それでは、9番について、荻島職務代理よりお願いいたします。

9番の件について説明いたします。

7月14日に現地を確認いたしました。申請地の転用目的は住宅、現況は畑です。被害防除対策としては、東側及び北側は親族の土地に接しておりフラットで被害防除対策の予定はありません。西側は道路に接しております。南側はコンクリートブロックにて区画し、土砂等の流出を防止することから、隣地に被害を及ぼすことはない判断されます。

以上、報告いたします。ご審議をお願いします。

ありがとうございました。

10番から12番について、私から説明いたします。

10番から12番の3件について、関連がありますので一括して説明いたします。7月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、

主 幹

転用の目的は住宅です。被害防除対策は、3件とも出入口を除き、周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置することから、周囲へ被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

13番及び14番について、事務局より説明願います。

13番の件について説明いたします。

7月12日に田口委員と現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用目的は駐車場・運動場です。北側と東側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置し区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、14番の件について説明いたします。

7月12日に田口委員と現地を確認しております。転用目的は資材置場です。北側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロック及びネットフェンスを設置し区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

申請地の現況は田ですが、現地確認時に2メートル程度の草が繁茂しており、田口委員からのご指摘もあり、事務局より再三にわたり適正管理の指導を求めましたが、現時点においても改善されておられません。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

15番から17番について、藤井委員よりお願いいたします。

2 番 委 員

それでは、15番、16番、17番と3件を報告させていただきます。

(藤井委員)

まず、15番の件について説明いたします。

7月13日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側出入口を除き、周囲をコンクリートブロックにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、16番の件について説明いたします。

7月13日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側出入口を除き、周囲をコンクリートブロックにて区

議

長

画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、17番の件について説明いたします。

7月13日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。西側出入口を除き、周囲をコンクリートブロックにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上3件、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全

員

なし。

議

長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたしますが、14番の案件については、申請地が適正に管理されたことを確認後、許可相当とすることを条件といたします。

続きまして、第3号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、事務局から説明願います。

統括主幹

議案書の5ページ及び6ページを御覧ください。

第3号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて説明します。

番号、主たる従事者名、申出者名の順に読み上げます。

生産緑地法第10条の規定では、市の生産緑地に指定された農地について、主たる従事者の死亡等により、その農地を市に買取り申出をする場合は、農業委員会の発行する当該証明書が必要となります。

それでは、1番の内容ですが、生産緑地に指定されていた土地の所有者であった●●●●様が令和●年●月●日に亡くなったため、申出人からこの生産緑地に係る農業の主たる従事者が●●●●様であったことの証明を求め、申請があったものです。

		続きまして、2番の内容ですが、生産緑地に指定されていた土地の所有者であった●●●様が令和●年●月●日に亡くなったため、申出人からこの生産緑地に係る農業の主たる従事者が●●●様であったことの証明を求め、申請があったものです。 事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について推進委員13番の原田委員、2番について推進委員5番の岡安委員よりお願いいたします。 それでは、1番について、原田委員よりお願いいたします。
13番推進委員 (原田委員)		1番の件につきまして、ご報告いたします。 主たる従事者は、令和●年●月●日に亡くなりましたが、生前、生産緑地の認定を受けていた当該申請地の主たる従事者であったことをご報告いたします。 また、去る7月15日に現地を確認いたしましたところ、当該買取り申出地の畑6筆はきれいに管理されておりましたので、併せてご報告いたします。 以上です。
議	長	ありがとうございました。 2番について、岡安委員よりお願いいたします。
5番推進委員 (岡安委員)		2番の件につきまして、ご報告いたします。 主たる従事者は、令和●年●月●日に亡くなりましたが、生前、生産緑地の認定を受けていた当該申請地の主たる従事者であったことをご報告いたします。 また、7月15日に現地を確認いたしましたところ、当該買取り申出地の畑1筆はきれいに管理されておりましたので、併せてご報告いたします。 以上です。
議	長	ありがとうございました。 ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。

議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行することに決定いたします。 続きまして、第４号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明願います。
統 括 主 幹		議案書の７ページを御覧ください。 第４号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について説明します。 番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。 ２筆の合計796平方メートル、再設定で、期間は５年です。 本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしていると考えます。 事務局からは以上です。
議 全 員	長	ただいまの説明について質疑はございませんか。 なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。 続きまして、第５号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、農業振興課から説明願います。
農 業 振 興 課		農業振興課の東條と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、議案書の８ページを御覧ください。第５号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてご説明いたします。

令和4年4月15日から令和4年6月14日までの申出期間において、農業振興地域整備計画の変更に関する農用地区域からの除外の申出が7件ございました。

農業振興地域整備計画の変更に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、貴委員会のご意見をお聴きするものでございます。

農用地除外の今後の手続としましては、関係機関と協議の上、来月開催予定の越谷市農政審議会を経て、市の意見を決定することとなります。その後、埼玉県と協議し支障がなければ、おおよそ1年程度の後に農用地区域から除外され、農地法許可申請が提出されるという流れになります。

申出地の場所につきましては、議案書とは別冊の案内地図、土地利用計画図を御覧ください。それでは、ご説明いたします。

まず、1番の概要でございますが、除外理由は敷地拡張でございます。申出人は、越谷市に本社を置き、公共事業を中心に土木建築業等を営んでおります。事業を営む上で残土が発生する場合があります、これまで残土置場として申出地の隣地を使用してまいりました。さらにそれでも不足する場合は、一時的に残土置場として使用できる土地を借用するなどして対応してまいりました。今後、事業拡大を計画する上で新たな残土置場の確保が必要であり、土地を探していたところ、既存資材置場に隣接する申出地を譲り受けることができるようになったため、敷地を拡張し、資材置場として使用したいという申出でございます。なお、建築物の計画はございません。

続きまして、2番の概要でございますが、除外理由は住宅でございます。申出人には、申出地近くに住む独り暮らしの母がおりますが、現在介護が必要な状態となっており、介護のために自宅と母の家を一日に何往復もすることがあります。このことから、今後の母の介護のため、母の家の近くに新居を構えたいと考えるようになりました。

また、申出人の息子世帯も申出地の隣地に引っ越す計画があることから、息子世帯とも助け合って暮らしていくため、自己が所有する申

出地に自己用住宅を建築したいとする申出でございます。なお、建築面積は117.24平方メートルを予定しております。

続きまして、3番の概要でございますが、除外理由は住宅でございます。なお、申出人は、2番の申出人の息子でございます。申出人は、現在両親と暮らしておりますが、離婚した妻と復縁する予定であることから、妻及び子供たちと暮らすための新居を構えたいと考えております。

また、先ほどご説明しました2番の案件のとおり、申出地近くに暮らす祖母の介護のため、両親も申出地の隣地に住宅を構える計画がございます。そのため、父の新居の隣で暮らすことで子育て面でも両親に手伝ってもらえること、申出人自身も祖母の介護を手伝えること等を考慮し、父が所有する申出地を借り受けることができるようになったため、自己用住宅の建築をしたいとする申出でございます。なお、建築面積は102.47平方メートルを予定しております。

続きまして、4番の概要でございますが、除外理由は住宅でございます。申出人は、現在実家にて両親、兄とともに暮らしておりますが、実家は兄が継ぐ予定であるため、将来結婚して暮らすために新居を構えたいと考えるようになりました。また、新居を構えた後も両親や兄と支え合って暮らすため、実家の近隣で土地を探していたところ、父が所有する申出地を借り受けることができるようになったため、自己用住宅の建築をしたいとする申出でございます。なお、建築面積は86.95平方メートルを予定しております。

続きまして、5番の概要でございますが、除外理由は住宅でございます。申出人は、平成30年1月に結婚し、当初は賃貸住宅に住んでおりましたが、家財道具等が増え手狭なため新居を建築したいと考えるようになりました。そこで、建築資金を貯蓄するため、現在は妻の実家に間借りをして暮らしております。将来の両親の介護や、共働きである申出人夫婦が子供を授かったときの子育てのサポート体制などを考慮し、申出人の実家の近隣で土地を探していたところ、父が所有する申出地を借り受けることができるようになったため、自己用住宅の

建築をしたいとする申出でございます。なお、建築面積は119.24平方メートルを予定しております。

続きまして、6番の概要でございますが、除外理由は資材置場でございます。申出人は、現在さいたま市岩槻区に本社を置き、金属スクラップ業等を営んでおります。近年のSDGsなどの影響により、売上げは順調に伸びており、工場雑品等の買取り依頼も増えております。また、今後の事業拡大のため、主要取引先のある越谷市内に既に営業所を設置しており、事業展開を図っております。

一方で、工場雑品等を買取るには多くのスペースを必要とし、既存の資材置場は既にいっぱいの状況であるため、南越谷の営業所の近隣で新たな資材置場を探していたところ、申出地を譲り受けることができるようになったため、資材置場として利用したいという申出でございます。なお、建築物の計画はございません。

続きまして、7番の概要でございますが、除外理由は資材置場でございます。なお、本件は過去に1度除外の申出があり、令和3年12月24日開催の農業委員会総会でお諮りをいたしました。その後、申出人の自己都合により除外申出の取下げが行われておりましたが、今回改めて申出があったものです。申出の内容は、前回と同じものですが、改めてご説明をいたします。

申出人は、草加市に本社を置き、主に解体工事などを営んでおります。現在は、市内北部に資材置場を所有しておりますが、業績が順調に伸びており、既存の資材置場だけでは手狭な状況となっております。また、所有するダンプ2台について、草加市の市街地にある一般車も停まる駐車場を借りておりますが、ダンプは資材等を積んでいる場合もあり、安全面を考慮すると移動する必要が生じております。

また、仕事を請け負う地域が市内南部やその近隣、都内で多くなっていることから、越谷市の南部地域で土地を探していたところ、申出地を譲り受けることができるようになったため、資材置場として利用したいという申出でございます。なお、建築物の計画はございません。

農業振興課からは以上でございます。

議	長	ただいまの説明に関連して、1番について渋谷委員、2番及び3番について三ツ木委員、4番について荻島職務代理、5番について大熊委員、6番について宇田川委員、7番について私から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 それでは、1番について渋谷委員よりお願いいたします。
5 番 委 員 (渋谷委員)		1番の件について、7月13日に現地を確認しましたので、報告します。現況は田で、除外理由は敷地拡張です。周囲にコンクリートブロックまたは擁壁及びフェンスを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。 以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。 2番及び3番について、三ツ木委員よりお願いいたします。
1 4 番 委 員 (三ツ木委員)		2番の件について、報告いたします。7月15日に現地を確認いたしました。現況は畑で、除外理由は住宅です。周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 同じく3番について報告いたします。7月15日に現地を確認いたしました。現況は畑で、除外理由は住宅です。同じように周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 以上です。
議	長	ありがとうございました。 4番について、荻島職務代理よりお願いいたします。
1 1 番 委 員 (荻島委員)		4番の件について、7月14日に現地を確認いたしましたので、報告します。現況は畑で、除外理由は住宅です。周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 以上、報告いたします。ご審議よろしくお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。 5番について、大熊委員よりお願いいたします。

7 番 委 員
(大熊委員)

5番の件について、7月15日に現地を確認しましたので、報告いたします。現況は田で、除外理由は住宅です。周囲にコンクリートブロック及び擁壁を設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

議 長

以上、報告します。ご審議よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

6番について、宇田川委員よりお願いいたします。

8 番 委 員
(宇田川委員)

6番の件について、7月15日に現地を確認しましたので、報告します。現況は田で、除外理由は資材置場です。周囲に土留めブロックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

議 長

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

7番について私から説明いたします。

7番の件について、7月14日に現地を確認しましたので、ご報告いたします。現況は田で、除外理由は資材置場です。周囲に土留めブロックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

藤井委員。

2 番 委 員
(藤井委員)

2番の藤井です。

6番の資材置場の件なのですが、この前面の道路ですけれども、資料としては3メートル強となっているのですが、この辺り、これからこの資材置場の前面だけが後退したりするのかどうかということを確認したいのですが、既存の現況道路含めて4メートルぐらいあるのですが、その次に道路後退ということで書いてありますので、全面的に改修されるのか、その辺りをお聞きしたいのですが、よろしく申し上げます。

議 長

開発指導課。

開 発 指 導 課

では、お答えいたします。

この開発地の前面道路は、既に道路後退は済んでおり、整備されております。

議 長

よろしいですか。

2 番 委 員

はい、ありがとうございました。

(藤井委員)

議 長

ほかには。

全 員

なし。

議 長

それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

次は、報告でございます。

事務局から説明願います。

統 括 主 幹

それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の9ページです。第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、2件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、10ページです。第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について、5件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告につきましては、添付書類等も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

報告事項は以上です。

議 長

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、8月25日、木曜

日、午前10時から、この会議室で行います。
(閉会時刻：午前10時52分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和4年 7月25日

議 長

署名委員

署名委員